

事 務 連 絡

令和6年12月20日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

物流・自動車局旅客課長

地域公共交通会議等において協議が調った場合の
日本版ライドシェアの営業区域等の取り扱いについて

令和7年4月から開催される大阪・関西万博においては、円滑な「移動の足」の確保が重要であるところ、大規模なイベント開催等に伴い一時的な輸送需要量が増加する場合、タクシーにおいては道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送の実施が可能となっているところであるが、今般、大阪府においては、タクシーによる営業区域外旅客運送について地域公共交通会議等において協議が調ったことから、タクシーを補完する制度である自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）についても、タクシーと同様に協議が調った期間や区域の範囲内において営業区域外旅客運送を実施することを可能とする。

なお、平準化係数が異なる交通圏において日本版ライドシェアにより営業区域外旅客運送を実施する際の平準化係数の取扱いについては、タクシーの取扱いに準ずることとする。